

(令和 7 年 2 月 特定事業者向けセミナー資料)

事業者排出量削減報告書について

＜第五計画期間 第 1 年度＞

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

第五計画期間 第1年度（令和5年度）の とりまとめについて

報告書集計結果

京都市特定事業者の温室効果ガス排出実績（第五計画期間第1年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス排出量（万トン-CO ₂ ）		基準年度排出量からの増減割合（%）
		基準年度（R2～4）	実績値（R5）	
計	136	146.5	146.3	▲0.1
業務部門	83	93.8	101.2	+7.9
産業部門	32	36.2	27.8	▲23.3
運輸部門	21	16.5	17.3	+5.1

省エネ等の取組は進んでいるものの、コロナ禍から経済活動が回復したことによる活動量の増加や電気のCO₂排出係数の増加などの影響により、基準年度と比べて0.1%の削減となりました。

なお、**産業部門**においては、**再エネ電気の導入**が進んだことなどにより、基準年度と比べて23.3%の削減となりました。

排出量の算定方法

◇ 排出量の算定

$$\text{排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

評価の対象となる排出量の算定の際、調整後排出係数を使用

第四計画期間まで
基礎排出係数

⇒

第五計画期間以降は
調整後排出係数

※これにより、環境負荷の少ない電力を使用した際に、間接的に減少するCO₂発生量についても、評価に加えられることとなります。

◇ 基準年度排出量の算定

上記の変更に伴い、各事業者の温室効果ガス排出削減努力の基準(基準年度排出量)の算定についても「調整後排出係数(残差)」を使用し計算する。



来年度提出にむけて

- ◇ 「事業活動に伴う排出の量」と「評価の対象となる排出の量」の違い
- ◇ (依頼) 太陽光発電の自家消費量又は売電量の記載
→令和5年度実績 20 / 136 者が導入。
- ◇ 環境マネジメントシステム
独自導入される場合、ISOやKES環境機構の規格に準ずる仕組みとしてください。

事業活動に伴う排出の量と評価の対象となる排出の量の違い

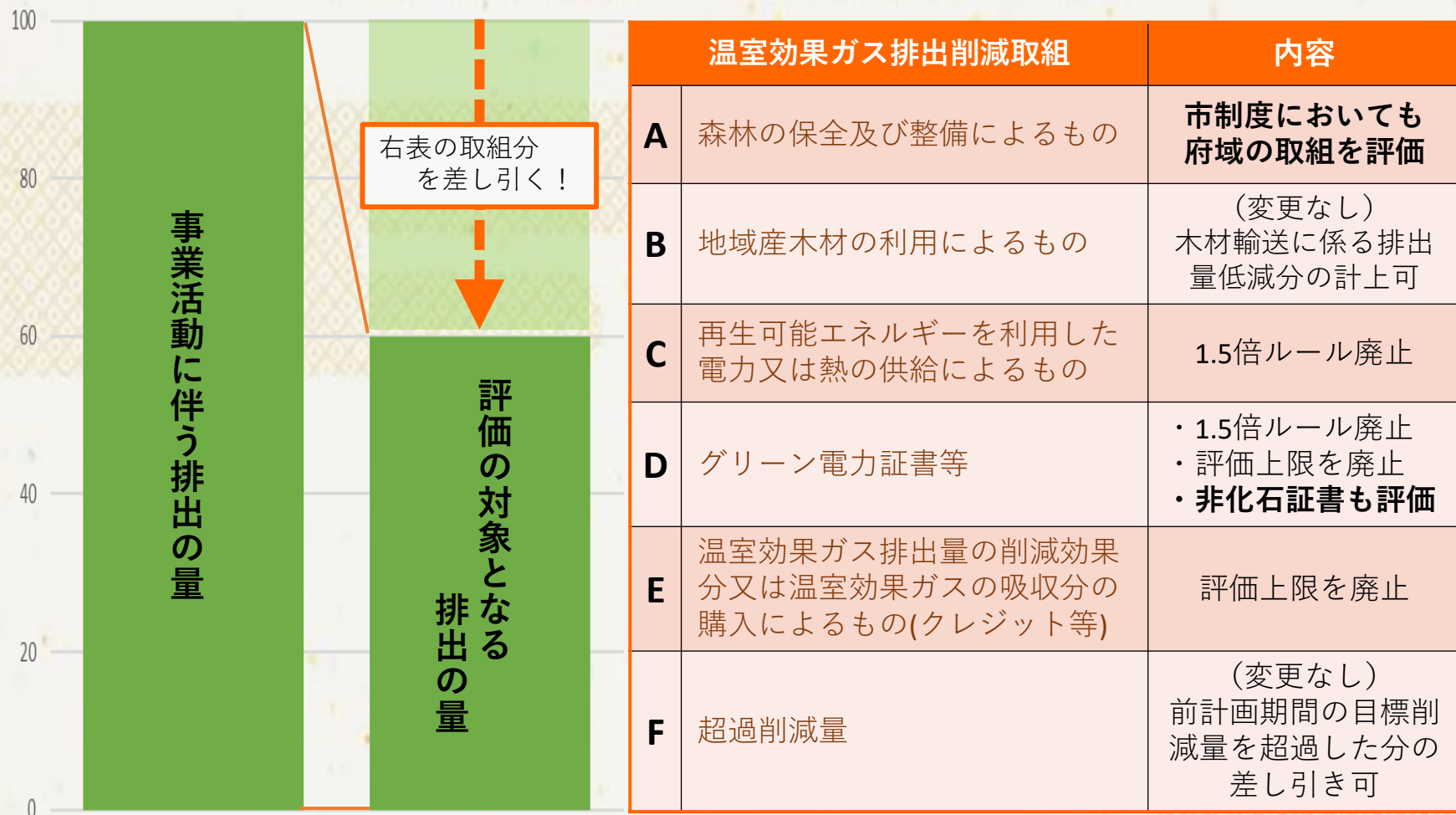
Q：**基準年度**の事業活動に伴う排出の量と評価の対象となる排出の量の数値が異なるのはなぜか。

A：・事業活動に伴う排出の量
→令和4年度の排出量実績値
原単位改善率の計算に用いる

・評価の対象となる排出の量
→令和2～4年度の排出量の平均値
削減率の計算に用いる

第五計画期間からは再エネによるCO2削減量や
温室効果ガス排出削減の取組を反映

温室効果ガス排出削減取組の評価方法





来年度提出にむけて

- ◇ 「事業活動に伴う排出の量」と「評価の対象となる排出の量」の違い
- ◇ （依頼）太陽光発電の自家消費量又は売電量の記載
→令和5年度実績 20 / 136 者が導入。
- ◇ 環境マネジメントシステム
→独自導入される場合、ISOやKES環境機構の規格に準ずる仕組みとしてください。

第五計画期間の 排出量削減計画書制度について

目標削減率

◇ 目標削減率とは

計画期間における温室効果ガス排出量の削減に関する目標となる削減率

	評価の基準となる目標削減率	
	現行	変更後
運輸部門	3年間の年平均 1 %	2 %
産業部門	3年間の年平均 2 %	4 %
業務部門	3年間の年平均 3 %	6 %

※部門別の削減状況を考慮して
目標削減率を設定しています。

評価基準

STEP 1

- ① 計画を実行するための推進体制が整備されている
- ② エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理している
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討・設定
- ④ 原単位の改善目標の検討・設定
- ⑤ 削減対策について検討

すべて実施

STEP 2

削減率(実績)が 目標削減率※を達成

※目標削減率

業務部門：3年間平均 6%

産業部門：3年間平均 4%

運輸部門：3年間平均 2%

達成

未達成

STEP 3

評価基準

- ①削減率：目標削減率の1.5倍以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ すべて該当

S 評価

× 非該当あり

A 評価

評価基準

- ①削減率：目標削減率の1/2以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ いずれか
該当あり

B 評価

× 該当なし

C 評価

× 未実施あり

D 評価

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

「2050年ゼロ」に向けては
事業者の皆様の取組も非常に重要！

京都府市地球温暖化対策計画での必要な取組水準

省エネの加速

市域エネルギー消費量 を2018年度比で
18%以上削減
(市特定事業者はR5 現在**16.0%減**)



再エネの拡大

市域消費電力に占める再エネ比率
35%以上に拡大 (R5市特定**約12%**)
※京都府・京都市同じ